

まちづくり団体に対する活動資金助成要綱を廃止する要綱

まちづくり団体に対する活動資金助成要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による廃止前のまちづくり団体に対する活動資金助成要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の規定により助成金の交付を受けている団体については、旧要綱第2条から第4条までの規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。